最終更新日:2015年6月26日

株式会社イチケン
代表取締役社長　長谷川 博之
問合せ先:財務経理部長　渡辺 直之
証券コード:1847
http://www.ichiken.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を高め永続的な発展を遂げるためには、社会から信頼されることが必要不可欠であると考えております。そのために「経営責任の明確化」、「経営の透明性」、「コンプライアンス」の3つの項目をコーポレート・ガバナンス実行の基本の行動指針としており、本行動指針に則った効果的なガバナンス体制を構築し、継続・向上させることは、経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

1. 取締役会の専決事項や経営方針、経営戦略等経営上の重要な事項については、原則月1回開催される取締役会にて審議・決定しており、必要があれば臨時の取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、経営責任の明確化を図るため取締役の任期は、1年間としております。

2. 取締役会へ付議する重要事項については、原則月1回開催される経営会議において事前に充分時間をかけ審議のうえ決定しております。

3. 取締役会の監督機能を強化し、経営執行と業務執行の機能を分離し、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

4. 当社は監査役制度を採用しており、監査役会は3名（内常勤監査役1名）で構成されており、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会、経営会議等重要な会議へ常時出席し、業務及び財産等の調査を通じて取締役の職務の執行状況について厳正な監査を実施しております。

5. コンプライアンス・法務部においては、遵法意識の啓蒙、現業部門に対するアドバイザリー業務、契約書等の事前審査を通じて、法令違反等の未然防止並びに企業活動において発生するリスクの低減に努めております。

6. 業務監査担当においては、内部統制システムを円滑に推進するため、会計監査人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組むとともに、社内教育、研修会を実施して全役職員への啓蒙や意識改革に努めております。また、従来の内部監査部門を統合し、内部統制システムと緊密に連携することで効率性を向上させております。

7. 内部監査部門は、期初に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は内部監査報告書で直接代表取締役に報告しております。被監査部門に対しては適宜業務改善指示を行い、被監査部門から改善計画を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しております。

8. 複数の弁護士や税理士と顧問契約を締結し、客観的で専門的な立場からの意見やアドバイスを受け、経営判断の重要な指針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マルハン	11,714,000	32.48
株式会社三井住友銀行	996,000	2.76
全国一栄会持株会	864,000	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	845,000	2.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	592,000	1.64
日本証券金融株式会社	568,000	1.57
株式会社SBI証券	499,000	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	451,000	1.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	330,000	0.91
白根　進一	321,000	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本山 洋平	他の会社の出身者							○	○			
藤田 進	他の会社の出身者							○	○			
武内 秀明	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本山 洋平		―――	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。本山 洋平氏は、会社経営に関する長い経験とそれに裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。
			当社は、経営の監視機能の充実を図るた

藤田 進		―――	め、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。藤田　進氏は、経営戦略の立案・遂行に関する長い経験とそれに裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。
武内 秀明	○	―――	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。武内　秀明氏は、法律の専門家としての長い経験に裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。なお、武内　秀明氏は東京証券取引所が規定する独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年間の監査計画や監査方針、監査の重要事項等について報告を受けております。また必要に応じて適宜、会計監査人との情報交換、意見交換を行い監査の実効性を高めております。
監査役と内部監査部門は、適宜情報交換・意見交換を行うなどの緊密な連携をとっております。更に、内部統制システムに重点を置き、その実効性と効率性の向上を目指してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村 正明	他の会社の出身者										△			
青柳 正敏	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 正明	○	社外監査役の西村　正明氏は、当社と取引のある株式会社日本流通リースの代表取締役社長を過去に務めた経歴を有しております。同社と当社の間には店舗什器の販売等の取引がありますが、直近事業年度における取引高は軽微であり、主要な取引先には該当しておらず、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。西村　正明氏は、財務・経理部門での長い経験に裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。なお、西村　正明氏は東京証券取引所が規定する独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
青柳 正敏		―――	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。青柳　正敏氏は、長年にわたり複数の会社において経理業務を担当した経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見のほか、他社の常勤監査役としての経験に裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬制度の見直しとして、平成17年より取締役退職慰労金制度を廃止するとともに、各年度の株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

株価上昇によるメリットと株価下落リスクを株主と共有することにより、取締役の業績向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、平成17年より株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に対する役員報酬の総額及び社外役員の総額(再掲)を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外の取締役及び監査役との情報交換、意見交換は原則月1回の取締役会及び監査役会にて十分行い、また必要に応じて適宜、情報交換を行ない情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役は、7名のうち3名が社外取締役で構成されており、取締役会(月1回開催)は、法令、定款に定める事項のほか、経営に関わる重要事項について審議・決定を行うとともに、業務の執行状況について確認を行っております。
経営に関わる重要事項につきましては、経営会議(月1回開催)で事前審議のうえ取締役会において最終の意思決定を行っております。
その中で社外取締役からは、公正中立の立場から経験豊かな経営者としての視点で客観的な意見をいただいております。
また、月1回開催される支店長会議では、支店長及び関係部門の責任者及び代表取締役が出席し、各支店の利益計画の達成状況、営業情報や受注状況等について相互確認を行ない、年間の利益計画の達成に努めております。一方、工事債権の保全及び与信管理の徹底を図るため受注委員会を開催(月2回)し、工事受注の可否について事前の審査を行っております。
監査役は、3名のうち2名が社外監査役で構成されており、監査役会、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席し、業務執行状況について適正かつ厳正な監査を実施しております。また、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況について報告を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、永続的な企業価値の向上には、社会から信頼を得ることが必要不可欠であるという考え方のもと、「経営責任の明確化」、「経営の透明性」、「コンプライアンス」の3つをコーポレート・ガバナンス実行のための基本の行動指針としております。本行動指針を、実効性あるものとすべく経営機構を機能的に整備し、監査役設置会社としての現体制を構築しております。また、当社の体制は、金融審議会スタディグループ報告で示されているように、コーポレート・ガバナンスのモデルである「社外取締役の選任と監査役会等との連携」体制の採用により、経営監視の充実を図り、ステークホルダーに対する信任を確保していく上でふさわしいと考えております。
今後も、当社は効果的なガバナンス体制を継続・向上させるため、随時、経営環境や事業規模に応じてその有効性を検討し、企業価値の向上を目指してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前に招集通知を発送しております。なお、発送に先立ち、法定期日の4営業日前にホームページ等に掲載する方法により招集通知を公表しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社はインターネットによる議決権の行使を第89期定時株主総会から採用しております。
その他	株主総会につきましては、個人株主の増加傾向に伴い、きめの細かい総会運営を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様に当社の事業内容をより深く理解していただくために、ホームページ等を通じIR活動の充実に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	―	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	企業は社会に貢献することが基本でありますが、一方では、顧客、株主、協力企業、従業員等のステークホルダーとの関係も極めて重要であります。当社は、企業価値の向上とステークホルダーの声にも耳を傾け、信頼される企業を目指してまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムについて、10項目の基本方針を策定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「コンプライアンスに係る基本指針」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。また、内部監査部門による内部監査及び内部通報制度等を通じて、法令及び定款に違反する行為等を早期に発見・是正する体制を構築する。
・財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守するとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行う体制の更なる整備に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・「文書管理規定」を遵守し、取締役の職務の執行状況を適切に記録、保存、管理し、取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えるものとする。また、不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、迅速に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・達成すべき全社的目標・計画を取締役及び従業員が認識し、これらの目標を達成するために取締役並びに各担当者の業務範囲や責任範囲、決裁権限等を明確にし、ITシステムを活用した情報の共有化を図るとともに業務効率を改善する。また、目標達成に向けて常に業務の進捗確認を行い、目標達成の確度を上げる。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規定・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
・監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織または人員を配置し、監査業務の補助を行うものとする。当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。また、当該職務補助者の人事異動については監査役の意見を尊重し、決定するものとし、人事評価については監査役が行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、全社的に重大な影響を及ぼす事項または及ぼす恐れのある事項については監査役に速やかに報告するものとする。
・監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して業務執行状況の報告を求めることができ、監査役から報告を求められた者は速やかに報告するものとする。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、「内部通報規定」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・当社に対して監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役は、監査役との定期的な会合を実施するとともに、監査役に対して適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図るものとする。
・内部監査部門は、内部監査の結果等を定期的に監査役会に報告する等、監査役との連携を図るものとする。
・監査役は、関係部署と連携を図りながら随時情報交換を行い、必要に応じて社内の会議体に出席できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に影響を与えるような反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体、個人とは一切取引を行わないものとする。また、関係行政機関や諸団体等を通じて反社会的勢力の情報を収集するとともに、講習会、セミナー等を通じて従業員への周知徹底を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を高め、株主の皆様から支持されるように努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後は、さらに内部統制の充実と実効性を高めることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

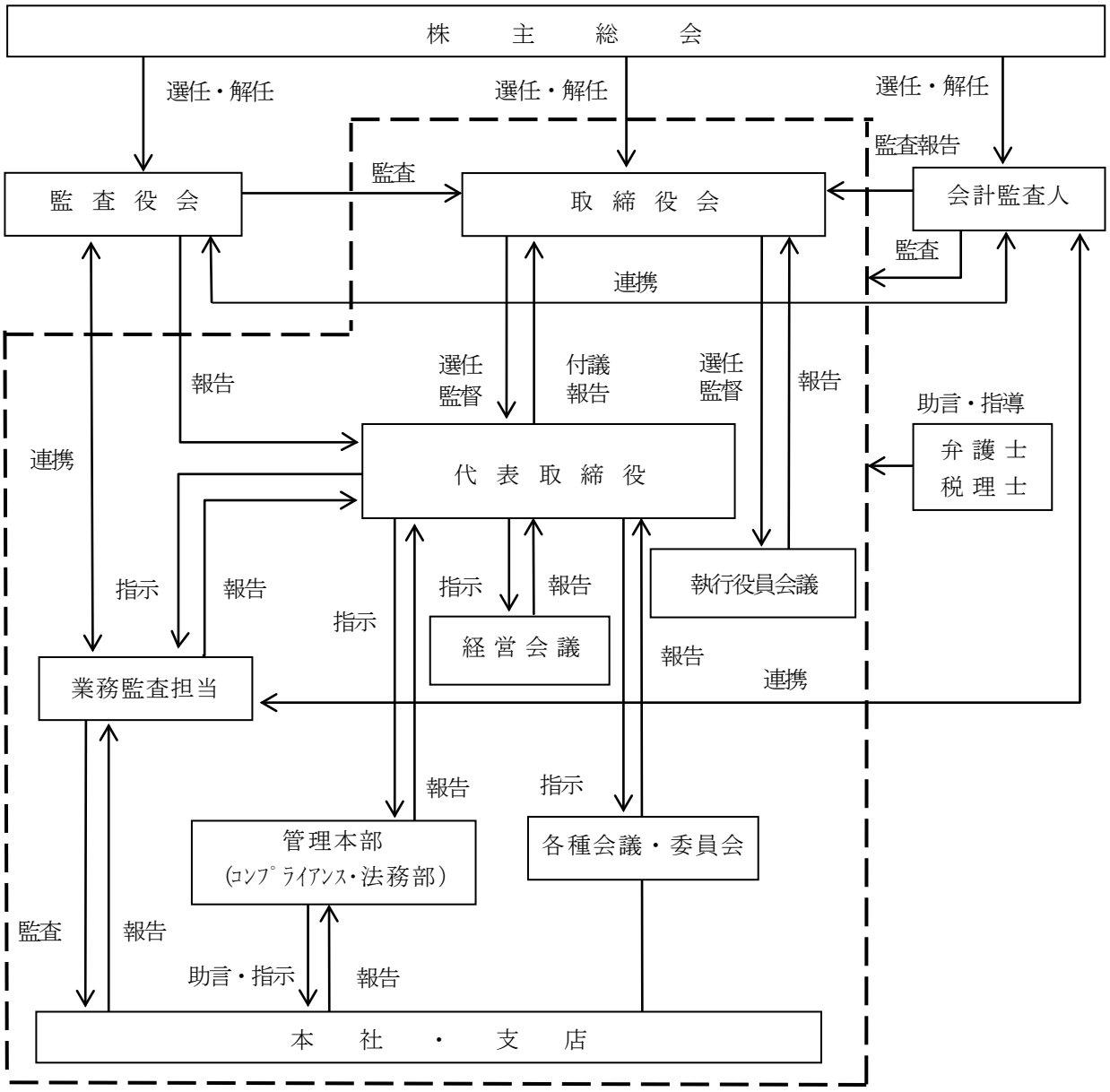
1. 当社は、各部署から随時報告を受けた会社情報について、「適時開示規則」に則り、適正かつ速やかに情報開示を行えるよう社内体制の一層の充実を心掛けています。

2. 「重要な決定事項」については、取締役会又は経営会議で審議・決定され、開示手続きを行っています。また、「重要な事実の発生事項」については、開示担当部署が主体となり、その発生事実を認識した時点で開示手続きを行っていますが、取締役会等への報告が情報開示後となる場合があります。

3. 社内では、法務部門による遵法意識の推進や内部監査部門による業務の適切性を徹底しています。

4. 開示内容により、会計監査人及び顧問弁護士の指導、助言を受けています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制（概念図）



当社の適時開示体制（概念図）

